

老人日常生活用具の給付制度

ひとり暮らし高齢者等（おおむね65歳以上）で町民税非課税世帯の方に対し、日常生活の便宜を図るため、次の用具の給付を行っています。給付には、事前に申請が必要です。

基準額

- 火災警報器（取付費は除く） 4,000円
 - 電磁調理器（卓上式のもの） 20,000円
 - 自動消火器 30,900円
- 問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

平成26年度有田川町福祉タクシー利用料金助成

有田川町では町内在住の重度障害者の方々に対し、社会参加と福祉向上を図ることを目的し「タクシー利用料金助成制度」を設けています。助成は福祉タクシー券（年間最大24枚）を交付することにより、タクシーの基本料金相当額を助成いたします。

この制度の対象となる方は、本町の住民基本台帳に登録しておられ、本町で管理する下記手帳をお持ちの方となります。ご利用を希望される方は各庁舎担当課窓口まで申請にお越し下さい。

対象者

①身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方

②療育手帳A1・A2をお持ちの方

③精神障害者福祉手帳1級をお持ちの方

■交付枚数／年間24枚

■利用できるタクシー会社

- 有田交通・有鉄観光タクシー・末広タクシー（株）・わかばの郷・つばめ介護タクシー・まごころランド・介護タクシー太陽・南交通株式会社・中紀河南タクシー株式会社・株式会社ありだりあ

■利用できる期間／平成26年4月1日～平成27年3月31日

■申請に必要な物／対象となる障害者手帳・印鑑

■申請受付窓口／吉備庁舎住民課・金屋庁舎やすらぎ福祉課・清水行政局・住民福祉室

■問い合わせ／金屋庁舎やすらぎ福祉課

介護サービスに関する事業をご紹介します

【高齢者福祉通院外出事業】

介護保険法に規定する介護保険の認定（要介護1以上）を受けられている概ね65歳以上の方で、車椅子・ストレッチャー等を使用しなければ移動が困難な方に、医療機関への通

院の支援を行う事業です。

この支援を受けるためには、町に申請し、「外出事業利用者証」の交付を受ける必要があります。また、利用時には、利用料がかかります。

【高齢者介護手当支給事業】

有田川町内に住所を有する年齢65歳以上の方で、介護保険法に規定する要介護3・4・5と認定された方（特別障害者手当の支給を受けることができる方は除く）を、在宅で介護している介護者（同町内に住所を有する）に対して、月2,000円の手当を支給する事業です。

この事業には申請が必要です。

【老人紙おむつ支給事業】

介護保険法に規定する要介護1以上と認定され、常時失禁状態の方で在宅で介護を受けられている方に紙おむつ購入費を助成する事業です。この事業には、申請が必要で、支給要件（所得要件等）があります。

■問い合わせ／吉備庁舎税務課

案内

平成26・27年度有田川町小規模修繕等参加登録の受付を開始します

平成26・27年度の2年間有効となる有田川町小規模修繕等参加登録の受付を次のとおり行います。

この制度は、有田川町入札参加資格登録申請要領（建設工事）に基づく資格審査を受けていない方で、有田川町が発注する「少額で内容が軽易な」工事、修繕等の受注を希望する方を登録し、町内業者の受注機会を拡大し、町内経済の活性化を図ることを目的としています。

登録を希望される方は吉備庁舎または清水行政局で配布、またはホームページに掲載の申請要領により吉備庁舎総務政策部総務課まで申請してください。

■提出期間

随時（閉庁時間・閉庁日を除く）

■登録できる方

- 1／町内に主たる事業所（本店）を置いていらっしゃる方
- 2／成年被後見人、被保佐人、破産者でない方
- 3／有田川町入札参加資格登録申請要領（建設工事）に基づく登録がされていない方

※建設業の許可、免許または登録の有無、希望業種、経営組織、従業員数等は問いません（ただし、許可・免許等が必要な業種を除く）。

■登録業種

大工、左官、ガラス、建築板金、建具、塗装、防水、内装、畳

■有効期間／平成26年度～平成27年度

■申請書類